

第65回スローガン：水道水 安心・安全 これからも

生きていく上で「水」は欠かせないものです。私たちはいつでもすぐに安全で清潔な水を使うことができる環境にあります。しかしこの当たり前の環境は、自然災害などによって突然奪われてしまうかもしれません。

この機会に、毎日使用している水の大切さについて改めて考えてみませんか。

災害に備えて「今」できること

災害が発生した場合、配水管の破損などにより、水道水が出なくなる場合があります。緊急時に備えて、各家庭で飲料水を確保しておきましょう。私たちの生命を維持するためには、1人1日3ℓの飲料水が必要です。一方、行政などによる救援体制が整うまでの日数は約3日間。このため、約3日分の飲料水として1人あたり9ℓを確保しておく必要があります。水道水には消毒用の塩素が入っており、塩素がなくなると細菌などが発生しやすくなります。水道水を保存する場合は、清潔でふたのできる容器の口元いっぱいまで水道水を入れ、しっかりとふたをして塩素の消失を防ぎましょう。途中でふたを開けた場合は、その都度新しい水と入れ替えてください。冷暗所では3日～1週間、冷蔵庫の中では1～2週間を目安に水を入れ替えてください。

支払いは便利な口座振替を利用してください。

メーターで漏水チェック

家庭で漏水を見つけることができます。蛇口を全部閉めてもメーターのパイロット（コマ）が動いていれば漏水の可能性があります。早急に修繕しましょう。



【8年に1回】水道メーターを交換します

各家庭の水道メーターは田川広域水道企業団から貸し出されているもので、8年に1回の交換が義務付けられています。水道企業団では、交換の時期がきたメーターを随時交換しています。交換費用は無料です。なお、集合住宅などで、利用するみなさん自身が取り付けしたメーター（私設メーター）は、自身で交換する必要があります。

【注意】

- 交換は委託業者または水道企業団職員が行います。水道企業団を騙る悪質な事業者にご注意ください。※作業員は水道企業団発行の身分証明書を携帯しています。
- 交換するのはメーターだけです。メーターボックスを交換する費用は、利用者の負担になります。

●問い合わせ 田川広域水道企業団

記事：経営企画課(☎23-2147)

料金：料金センター(☎23-2171)

忘れていませんか？マイナンバーカードの受け取り

「カードの申請はしたけれど受け取っていない」という人は、カードを市で保管している可能性があります。受取期限はありませんが、早めの受け取りをお願いします。

マイナンバーカードを申請した人には、交付通知書（ハガキ）または本人限定受取郵便（マイナンバーカード封入）を発送しています。交付通知書を持っている人は必要書類などを持参し、市役所で受け取りをお願いします。本人限定受取郵便は、受け取り期限が過ぎたものは郵便局から市に返送されています。本人限定受取郵便を市役所で受け取る場合は本人確認書類が必要です。いずれの場合もカードの受け取りは原則本人が来庁してください。



マイナンバーカードをこれから作る人へ簡単な4つの申請方法 ▶



パソコン



スマートフォン



郵送



証明用写真機



詳しい申請方法はこちら▶

カード未申請の人に国が申請書を送っています。申請書にはオンライン申請時に使う2次元コードが印刷されているほか、申請方法などが書かれています。申請書が届いていない、または申請書を紛失した場合でも、申請書は市民課窓口で発行できます（本人確認書類が必要）。

夜間・休日でも市民課が申請をサポートします

- 夜間 祝日を除く木曜日 19時まで
- 休日 第2・第4日曜日 8時30分～17時
- ※具体的な開庁日は26ページをご覧ください。
- ☎市民課市民年金係 (☎ 85-7137)

※受け取り案内や申請案内のため、通知や電話・戸別訪問を行っています。